

令和8年度 心のふれあい相談員事業概要

【活動内容】

スクールカウンセラーの職務を補完するため、練馬区立小中学校・小中一貫教育校に、心のふれあい相談員を1名ずつ配置しています。主な活動内容は下記のとおりです。

- ・主に児童・生徒を対象とした悩み相談、話し相手
- ・校内関係者（教職員・スクールカウンセラー）との情報共有
- ・校内の教育相談に関する活動の支援

【登録資格】

地域の健全育成活動、教育相談活動に意欲のある方

※ 資格等の要件はありません

【登録申込方法】

「心のふれあい相談員登録申込書」を郵送または持参にて提出してください。

※ 応募書類は返却いたしません

提出先：〒179-0072 練馬区光が丘6丁目4番1号 練馬区立学校教育支援センター 学校支援係

【活動依頼】

登録申込（申込書提出）をされた方を、「令和8年度心のふれあい相談員登録者名簿」に登載します。名簿登載期間は、令和9年3月31日までです。

活動期間は、令和8年4月1日から1年以内です。

相談員に欠員が生じた場合に、名簿の中から住所や活動可能日等を勘案して活動を依頼します。

【活動日・活動時間】

活動日および活動時間の設定は、学校によって異なります。

- ・週の合計活動時間の目安：14時間/週 程度
- ・活動日：週2日～3日
- ・活動時間：午前8時～午後5時のうち学校が指定する時間

【謝 礼】

1時間 1,500円（※交通費の支給はありません。）

【その他】

- ・令和8年12月施行予定のこども性暴力防止法に基づき、本活動への従事に当たっては過去の犯罪事実の確認が必要となります。確認に必要な手続（誓約書の提出、戸籍情報の提供等）は、配置校決定後、活動開始前に改めて依頼させていただきます。
- ・活動中（通勤往復含む）のケガ等に対する傷害保険に加入します（本人負担はありません）。

【担当】学校教育支援センター 学校支援係 原木

TEL 03-6385-9911